

評議員、理事、監事報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 ベテスダ奉仕女母の家

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人ベテスダ奉仕女母の家の評議員、理事及び監事（以下役員等という）の報酬（以下報酬という）及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給条件)

第二条 役員等が評議員会、理事会に出席したときに、報酬及び交通費を支給する。

ただし、社会福祉法人ベテスダ奉仕女母の家が設置・経営する当該施設の長並びに職員の場合は支給しない。

2. 交通費は実費とする。
3. 監事による内部監査は、報酬及び交通費を支給する。
4. その他

(報酬の額)

第三条 役員等が受ける報酬の額は、つぎのとおりとする。

- (1) 評議員会 1回 5,000 円
 - (2) 理事会 1回 5,000 円
 - (3) 内部監査 1回 5,000 円
 - (4) その他 1回 3,000 円
2. 前各号に定める報酬及び交通費は現金をもって本人へ支給する。ただし、本人の指定する本院名義の口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第四条 理事長が、法人本部業務につき職務遂行に要する費用を弁償する。

2. 費用の弁償の額は実費とする。
3. 費用の弁償の請求があつたときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(附則)

この規定は、平成 29 年 6 月 17 より施行する。